

介護給付費の適正化

浦添市では、介護給付費の適正化としてサービス提供月の約6か月後に医療突合・縦覧点検を行っています。事業所へ確認が必要であった場合には、電話にて確認を行う事があります。

●医療突合点検（対象：すべての事業所）

- 【確認内容の例】
- ・医療保険の入院と、介護サービスが重複請求されていないか。
 - ・医療と介護で同様のサービスを受けていないか。
 - ・介護サービス利用実績がないが支援費の請求が行われていないか。
 - ・入院日数が半月を超えているが、福祉用具貸与が全額請求となっていないか。

●縦覧点検（対象：すべての事業所）

- 【確認内容の例】
- ・初回加算／初期加算を再度算定するための要件は満たしているか。2か月連続で算定していないか。
 - ・短期集中リハビリテーション加算の起算日が正しいか。起算日から3月以内に算定されているか。
 - ・他事業所との重複算定不可項目が算定されていないか。
 - ・算定要件を満たしていない加算請求がされていないか。

過誤調整及び給付管理の修正・取下げについて

●過誤調整

・介護給付費明細書の記載（単位や金額等）を誤って請求し、支払いを受けた場合は、過誤申立にて当該明細書を取り下げ、正しい明細書を再請求する必要があります。過誤申立は利用者の介護保険証を発行している保険者（市町村）に依頼となります。

国保連合会へ請求を行い「返戻」になった場合は「過誤」は不要です。「返戻」とは、国保連合会が明細書を点検してエラーがあった場合、その請求は支払いが行われません。請求にエラーがあり支払いが行われなくなる状況が返戻です。

浦添市の過誤申立書の締め切りは、25日締めとなっています。 提出方法：郵送または窓口での受け取りのみ

●プラス過誤調整・給付管理の修正

・「プラス過誤調整」とは、当初の請求額よりも正しい請求額が多くなる（プラスになる）場合の過誤調整を指す通称です。取下げる請求実績より、再請求する実績が多くなる場合には、給付管理の修正が必要となり、担当ケアマネージャーへ連絡が必要となります。（支給限度額対象外単位であれば給付管理の修正は不要。）給付管理の修正が行われたことが確認でき次第過誤調整となります。

●給付管理の修正・取下げ

・居宅（予防）支援事業所が給付管理票情報に誤りを発見した場合、またはサービス事業所が給付管理票情報に誤りを発見した場合は、給付管理票の修正や取消しを行うことができます。給付管理の修正・取り消しは保険者（市町村）ではなく国保連合会へ毎月の請求時に伝送にて行ってください。